

今年の総会は、あの加藤訴訟の地、

秋田で開催!

格差社会と憲法25条

加藤裁判に学び、生活保護とナショナルミニマムを考える

全国生活保護裁判連絡会

第12回総会・交流会

● 日程・会場

〈日時〉 2006年10月1日(日) 午前9時半開場。10時開会～午後4時

〈会場〉 秋田県社会福祉会館 〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号

Tel 018-864-2700 FAX 018-864-2701

● 記念講演

「加藤裁判と私」

～なぜ、生活保護裁判にとりくんだか 弁護士菅沼友子さん

● 分科会

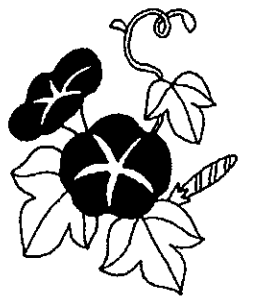
- ① 生活保護基準を問う
- ② 生活保護の運用・生活保護争訟の現状と成果
- ③ 社会保障の危機と生活保護

● 参加費・資料代(当日払い) <参加費> 500円 <資料代> 1,000円

- ・ 老齢加算、母子加算の削減・廃止許さず、生存権裁判に勝利しよう!
- ・ 二度と餓死や自殺を出さない、まともな生活保護行政を確立しよう!
- ・ 憲法9条とともに、25条を守り、人間らしい生活ができるナショナルミニマム(最低賃金、生活保護基準)をつくり出そう!

生活保護裁判連
ユリス

第三〇号 二〇〇六年八月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所
(〇七五―二四一―二二四四)



7月22日―23日 高松で『全
盲の弁護士竹下義樹さんを囲む2
日間』集会

7月22日、23日の2日間、『全盲の
弁護士竹下義樹さんを囲む2日間』と銘
打った講演とシンポジウムがそれぞれ7
0人の参加を得て開かれました(『香川・
福祉制度を考える実行委員会』主催)。

22日は『障害者問題を考える』、テー
マは「夢を持って生きるために」とつ
ひとつの差別を許さない」で、竹下弁
護士の講演と高松の障害者4人が参加し
てのシンポジウムが行われました。竹下
弁護士からは弁護士になるまでの話や障
害者差別禁止法制定の必要性、今どのよ
うに障害者が生きていけばよいのかなど
について、説得力のある話がありました。
シンポジウムでは、それぞれのこれまで
の障害者としての取り組みとともに障害
者自立支援法が障害者にとって自立阻止
法となっている実態が報告されました。

23日は『生活保護を考える』、テーマ
は「今、生存権を問うく生きる権利と
生活保護行政」で、竹下弁護士は講演で
憲法25条生存権の重要性から生活保護
訴訟への関わりから学んだことが話され
ました。

シンポジウムでは岡田徹太郎氏(香川
大教員)がコーディネーター、竹下弁護
士、浅野健一氏(ジャーナリスト・同志



まとめられました。



変な勝訴（弁護士竹下義樹）

社大学教員）、金永子氏（四国学院大学教員）、皆本郁氏（神戸公務員ボランティア・神戸の冬を支える会）がパネリストとなり、現在の生活保護行政の問題点、福祉事務所窓口で警察官を面接員として配置している高松市の問題について意見を出し合った。皆本氏からは、最近の厚労省の適正運用手引きなどから保護制度が危機に瀕していること、警察官配置が不正受給対策といいつながら決して不正受給防止にはつながらず保護の必要な人を保護から排除していること、保護の制度を理解していないのは高松市自身であるとの意見が出され、金教授は、保護の申請権の侵害が決して許されないことであることを法制定時の解説などから明らかにし、高松市の対応が重大な人権侵害であることを明らかにしました。高松出身の浅野教授は、報道のあり方を問う立場から、1月15日のNNNDキュメント「生活保護は助けない」の放送に対して高松市が抗議文を送ったことについて直接高松市に抗議活動を行ったことなどの報告などを交えながら、高松市の対応は全く筋違いと批判しました。竹下弁護士からは、3人の意見を受けて、生きる権利が奪われれば取り返しがきかないこと、高松市の保護行政が保護の原理原則から外れており、この是正は急務であると

大阪在住の全身障害を有するKさん（車イス使用）は、他人介護料を含む生活保護を受給して在宅生活を送っていた。Kさんは急遽入院することとなり、平成11年12月6日から同月17日まで入院し、入院中も在宅時と同様に介助者の介護を受けて入院生活を送った。

ところが、福祉事務所は、平成12年1月になり、Kさんの前記入院の事実を知り、入院期間中の他人介護料の返還を求めてきた。そして、入院期間に対応した他人介護料の日割り計算をし、65,806円を平成12年2月分の保護費から減額する旨の変更決定を平成0年2月1日付

で行った。

Kさんはこれを不服として審査請求を申し立てたところ、大阪府知事は前記保護変更決定には理由記載の不備があるとして平成12年7月18日付をもって原決定を取り消す旨の裁決をした。これに対し、福祉事務所は、改めて平成12年9月27日付で今度は理由も記載した上で同年2月1日付と同内容の保護変更決定を行った。Kさんは再び審査請求を申し立てたが、今度大阪府知事はKさんの審査請求を棄却する旨の裁決を行った。

Kさんはさらに再審査請求を申し立てたが、厚生労働大臣もKさんの申立を棄却した。

そこで、Kさんは平成12年9月27日付の保護変更決定の取り消しを求め、平成16年5月19日に大阪地裁に訴訟を提起した。

訴訟は意外な展開を見せた。裁判所は被告に対しいくつもの釈明を行った。

1 厚生労働大臣が法8条に基づき設定した保護基準を下回ることになる保護変更決定が許される根拠を明らかにされたい。

2 平成12年7月18日付で大阪府知事が裁決によって原処分を取り消したことにより、原告の法的地位はどうなったのか。すなわち、平成12年2月の保

護受給権がどのようなものかについて明らかにされた。

福祉事務所は裁判所の釈明にまともには答えられなかった。そして、あろうことか訴訟の途中である平成17年1月1日付で原処分を自ら取り消してしまったのである。

その結果、以下のような判決が原告に言い渡された。

1 原告の請求を却下する。
2 訴訟費用は被告の負担とする。

きわめて異例な主文である。本件は奇妙な結末で裁判自身は終了したが、入院中の他人介護料が適法であったか否かについては未だ判断はされていない。Kさんはこの点を明らかにするため、現在国家賠償請求訴訟を提起すべく準備中である。



「これでわかる生活保護争訟のすべて」 続編制作中！

生活保護裁判連絡会のみが発行しうるシアで貴重な資料集として絶大な好評を博していたこの資料集も、第4巻が1997年9月に発行されたとき、竹下事務局長のヒマラヤ詣で熱とは裏腹に発行が危惧されておりましたが、竹下事務所の倉庫の奥深くで、実は密かに企画&作成作業は進行しております。それがいつ発行できるかはまだ未定ではありますが、事務局長の恒例のやけくそ発言、「よし、わかった。なんとかする！」が、今を去ること1か月前の事務局会議で高らかに宣言されたことは事実であります。

